株主各位

東京都港区芝大門一丁目16番3号 株式会社インフォマート 代表取締役社長村上勝照

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、来る平成28年3月24日(木曜日)午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成28年3月25日(金曜日)午前10時
- 2.場 所 東京都港区芝公園二丁目4番1号芝パークビルB館地下1階 AP浜松町

(会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご 案内図をご参照いただき、お間違えのないようご来場くださ い。)

3. 株主総会の目的事項

報告事項

- 1. 第18期(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第18期 (平成27年1月1日から平成27年12月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 監査役2名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出 くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (http://www.infomart.co.jp/) に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成27年1月1日から) 平成27年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(平成27年1月1日~12月31日)における我が国の経済は、円安や原油安に伴うコスト低減が企業の利益の押し上げに寄与し、収益改善傾向が持続するなど良好な収益環境が続いており、総じて緩やかな回復基調を維持する動きとなりました。

当社グループが主に事業を展開する国内のBtoB(企業間電子商取引)市場は、平成26年のインターネットによる企業間電子商取引が前年比5.0%増の195兆円、全ての商取引に対する電子商取引の割合であるEC化率が前年比0.4ポイント増の18.3%と、着実に拡大が進んでおります。(経済産業省「平成26年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備(電子商取引に関する市場調査)報告書」)

このような環境下にあって、当社グループは当連結会計年度におきまして、継続的な事業の成長と収益性の向上を目標に「ASP受発注事業」、「ASP規格書事業」、「ES事業」の各サービスの利用拡大によるBtoBプラットフォームの強化、子会社等による中長期的な事業の育成を行いました。また、当社は平成27年10月に東京証券取引所マザーズ市場から同証券取引所市場第一部に変更いたしました。

その結果、「ASP受発注システム」等の順調な利用拡大により、当連結会計年度末(平成27年12月末)の「FOODS Info Mart」利用企業数(海外事業を除く)は、前年度末比2,050社増の39,210社(売り手企業:同2,009社増の31,928社、買い手企業:同41社増の7,282社)となりました。

当連結会計年度の売上高は、「ASP受発注システム」、「ASP規格書システム」等の国内における利用拡大によりシステム使用料が増加し、5,632百万円と前年度比653百万円(13.1%)の増加となりました。利益面は、売上高の増加額が、売上原価のソフトウエア償却費及び販管費のデータ購入費用等の増加分を吸収し、営業利益は2,094百万円と前年度比149百万円(7.7%)の増加、経常利益は2,040百万円と前年度比78百万円(4.0%)の増加、当期純利益は1,308百万円と前年度比130百万円(11.1%)の増加となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

① ASP受発注事業

「ASP受発注システム」は、外食チェーン、給食会社、ホテル等の買い手 新規稼動が順調に進み、買い手店舗数、売り手企業数が増加いたしました。 新規営業では、アライアンスパートナー(既存売り手企業・提携システム 会社等)からの紹介案件も継続的に発生いたしました。その結果、当連結 会計年度末の買い手企業の稼動社数は1,706社(前年度末比248社増)(注)、 買い手企業の利用店舗数は35,314店舗(同5,010店舗増)、売り手企業数は 28,240社(同1,884社増)(注)、当連結会計年度のASP受発注システム取引 高は1兆1,419億円(前年度比22.4%増)となりました。

当連結会計年度の「ASP受発注事業」の売上高は3,357百万円と前年度 比412百万円(14.0%)の増加、営業利益は1,734百万円と前年度比260百万円 (17.6%)の増加となりました。

② ASP規格書事業

「ASP規格書システム」は、食の安全・安心をサポートする「商品規格書」データベースシステムとして、買い手機能・卸機能・メーカー機能の自社システムでの利用及びそれぞれの取引先との利用の拡大を推進いたしました。また、大手外食・ホテルを中心に、仕入商品情報の整備、アレルギー管理の強化を目的とした利用が進みました。その結果、当連結会計年度末の買い手機能は369社(前年度末比77社増)(注)、卸機能は474社(同117社増)(注)、メーカー機能は6,054社(同292社増)(注)となりました。

当連結会計年度の「ASP規格書事業」の売上高は959百万円と前年度比217百万円(29.3%)の増加、営業利益は328百万円と前年度比106百万円(47.9%)の増加となりました。

③ ES事業

ES事業では、企業間の請求書を電子化し、請求書の発行・受取、双方の請求業務のコスト削減、時間短縮、生産性向上、ペーパーレスを実現する「BtoB電子請求書プラットフォーム」の新規稼動をフード業界、さらに他業界に向けて推進いたしました。その結果、当連結会計年度末の「BtoB電子請求書プラットフォーム」の受取モデル企業数は657社(前年度末比458社増)、発行モデル企業数は227社(同130社増)、合計884社(同588社増)、「ASP商談システム」の売り手企業数は1,952社(前年度末比255社減)、買い手企業数は6,915社(同96社減)、受注卸社数は205社(同19社増)、発注店舗数は23,585店舗(同675店舗減)(注)となりました。

当連結会計年度の「ES事業」の売上高は1,221百万円と前年度比20百万円(1.7%)の増加となりました。利益面は、ソフトウエア償却費等の増加により、営業利益53百万円と前年度比273百万円(83.5%)の減少となりました。

④ その他

中長期的に育成する事業として、国内フード業界に向けたメニュー (レシピ) 開発サービス、調査・プロモーションサービス等の提供、中国・台湾での「SaaSシステム」の提供を推進いたしました。

当連結会計年度の「その他」の売上高は、135百万円と前年度比0.4百万円(0.3%)の増加となりました。利益面は、人件費等の経費により営業損失17百万円(前年度は営業損失68百万円)となりました。

(注) セグメント別の利用企業数は、システムを利用する利用企業数の全 体数を表示しております。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、「BtoBプラットフォーム」で、取引関係のある企業と企業を、社内を、ビジネスパーソンをつないで結び、会社経営、ビジネススタイルを大きく変えるシステムを提供いたします。そして、企業や人が中心となり自然に業界の垣根を超え、国の垣根を越え、世界に広がるシステム、事業を構築し、グローバルなBtoBプラットフォーム企業を目指してまいります。

その当社グループが目指す姿に向けて、平成28年1月より、従来の各ASPシステムを「BtoBプラットフォーム」にまとめ、それぞれ、「BtoBプラットフォーム受発注」、「BtoBプラットフォーム規格書」、「BtoBプラットフォーム 請求書」、「BtoBプラットフォーム商談」へ商品ブランド名を変更し、フード

業界のみならず全業界での利用拡大を推進してまいります。

また、中期経営方針として、フード業界の徹底的なシェア拡大(「BtoBプラットフォーム受発注」の利用拡大)、電子請求プラットフォームのデファクト化(「BtoBプラットフォーム請求書」の全業界展開)、BtoB電子商取引プラットフォームの構築(当連結会計年度の調達資金をシステム開発へ重点投資)に取り組んでまいります。

今後も当社グループー丸となって、さらなる事業の発展に努めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,246百万円であります。その主な内容は、BtoBプラットフォーム開発費1,189百万円であります。

(4) 資金調達の状況

当社グループは、公募による新株式発行及び自己株式の処分による売出 しにより、4,724百万円の資金調達を行いました。

- (5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当事項はありません。
- (6) 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- (7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継 の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区			分	第	15	期	第	16	期	第	17	期	第 (当連編	18 吉会計	期 年度)
				平成2	4年1	2月期	平成2	5年1	2月期	平成2	6年1	2月期	平成2	7年1	2月期
売	売 上 高		(百万円)		3	, 784		4	, 339		4	, 979		5	, 632
経	常 利	益	(百万円)			815		1	, 107		1	, 962		2	, 040
当	期 純 利	益	(百万円)			496			631		1	, 177		1	, 308
1 树	k当たり当期純	利益	(円)			8.68		1	0.87		1	9.86		2	1. 38
総	資	産	(百万円)		4	, 657		4	, 988		5	, 689		11	, 045
純	資	産	(百万円)		2	, 889		3	, 285		4	, 029		9	, 414
1 杉	朱当たり純資)	産額	(円)		4	9. 57		5	5. 14		6	6. 75		14	5. 16

- (注)1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 - 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

 - たり当期純利益、1株当たり純資産額は、銭未満を四捨五入して表示しております。
 4. 当社は、平成25年1月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行い、平成25年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、平成26年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いましたが、第15期の期首時点に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

	区		分		15	期	第	16	期	第	17	期	第 (当事	18 業 4	期 (手度)
					4年1	2月期	平成2	5年1	2月期	平成2	6年1	2月期	平成27	年1	2月期
売	上	高	(百万円)		3	, 741		4	, 268		4	, 887		5	, 538
経	常利	益	(百万円)			982		1	, 120		1	, 948		2	, 043
当	期 純 利	益	(百万円)			399			550		1	, 164		1	, 305
1 株	当たり当期純	利益	(円)			6. 98			9. 47		1	9.64		2	1. 32
総	資	産	(百万円)		4	, 837		5	, 116		5	, 847		11	, 203
純	資	産	(百万円)		3	, 085		3	, 431		4	, 209		9	, 592
1 杉	k当たり純資i	産額	(円)		5	3. 36		5	8.08		6	9. 74		14	7. 90

- (注)1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 - 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
 - 3. 売上高、経常利益、当期純利益、総資産、純資産の金額は百万円未満を切り捨てて、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額は、銭未満を四捨五入して表示しております。 4. 当社は、平成25年1月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行い、平成25
 - 4. 当社は、平成25年1月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行い、平成25年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、平成26年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いましたが、第15期の期首時点に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社インフォマ ートインターナショ ナル	3,600万香港ドル	66. 7%	海外におけるBtoBプラットフォ ームのライセンス販売
インフォマート北京 コンサルティング有 限公司 (注) 1.3.	242.5万米ドル	100. 0% (100. 0%)	中国におけるBtoBプラットフォ ームのコンサルティングサービ ス
株式会社インフォラ イズ (注) 4.	1,000万円	100.0%	メーカー・卸会社間におけるクラウド型プラットフォーム「Foods Info Rise 販促支援システム」の提供
易通世界(北京)咨 詢有限公司 (注)2.5.	765万元	100. 0% [100. 0%]	中国におけるBtoBプラットフォ ームの提供

- (注) 1. 当社の議決権比率の() 内は間接保有割合を示しております。
 - 2. 当社の議決権比率の [] 内は間接出資割合を示しております。
 - 3. インフォマート北京コンサルティング有限公司は、株式会社インフォマートイン ターナショナルの子会社であります。また、平成27年2月に9.5万米ドルの増資を 行っております。
 - 4. 株式会社インフォライズは、平成27年7月に19,000万円の無償減資を行っております。
 - 5. 易通世界(北京) 咨詢有限公司は、インフォマート北京コンサルティング有限公司の子会社であります。また、平成27年3月に45万元の増資を行っております。

(11) 主要な事業内容(平成27年12月31日現在)

事業区分	主要サービス								
ASP受発注事業	日々の受発注業務を効率化する「ASP受発注システム」								
	の提供								
ASP規格書事業	食の安全・安心の仕組みづくりを推進する「ASP規格書								
	システム」の提供								
E S 事業	購買・営業ツールとして商談業務を効率化する「ASP商								
	談システム」の提供と企業間の請求書を電子化し、ペ								
	ーパーレスを実現する「BtoB電子請求書プラットフォ								
	ーム」の提供								
その他	国内フード業界に向けたメニュー(レシピ)開発サー								
	ビス、調査・プロモーションサービス等の提供、中								
	国・台湾での「SaaSシステム」の提供								

(注) 当連結累計期間より、従来の「ASP商談事業」と「ASP受注・営業事業」を統合し「ES事業」に変更しております。これは、従来の「ASP商談システム」と「ASP受注・営業システム」に、新システムの「BtoB電子請求書プラットフォーム(旧名称ASP請求書システム)」を加え、売り手企業向けBtoB販売システム、買い手企業向けBtoB購買システムとして提供するためであります。また、重要性の観点から、従来の「クラウドサービス事業」と「海外事業」を「その他」に含めております。

(12) 主要な事業所(平成27年12月31日現在)

本社:東京都港区

西日本営業所:大阪府大阪市淀川区

福岡営業所(カスタマーセンター):福岡県福岡市博多区

(13) 主要な借入先の状況 (平成27年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	270百万円
株式会社三井住友銀行	200百万円
株式会社みずほ銀行	50百万円

(14) 従業員の状況 (平成27年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
ASP受発注事業	47名	2名増
ASP規格書事業	28名	4名増
ES事業	32名	2名減
全社 (共通)	199名	36名増
合計	306名	40名増

- (注) 1. 上記人員には、役員、パートタイマー、アルバイト及び派遣社員は含まれておりません。
 - 2. 全社(共通)は、その他区分及び管理部門等の従業員であります。
 - 3. 従業員数の増加は、業容拡大に伴う採用であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	送 業 員 数 前事業年度末比 増減		平均勤続年数
290名	38名増	33.5歳	5.08年

- (注) 1. 上記人員には、役員、パートタイマー、アルバイト及び派遣社員は含まれておりません。
 - 2. 従業員数の増加は、業容拡大に伴う採用であります。

(15) その他企業集団の現状に関する重要な事項

当社は、平成17年4月よりサービスを提供しております、「ASP規格書システム」について、平成27年8月4日付で、eBASE株式会社から著作権侵害行為差止等及び損害賠償請求として10億円の訴訟を提起されております(訴状送達日、平成27年9月1日)。当社といたしましてはASP規格書システムの著作権が当社に帰属している等の事実に基づき、裁判で粛々と当社の正当性を明らかにする所存ですが、裁判の結果によっては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 会社の株式に関する事項(平成27年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 18

180, 352, 000株

(2) 発行済株式の総数

64,857,800株(自己株式106株を含む)

(注) 平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより30,376,000株増加し、また、平成27年10月23日を払込期日とする公募増資による新株式発行により4,105,800株が増加しております。

(3) 株 主 数

4,378名

(4) 大株主 (上位10名)

株	主	名		持株数	持株比率
村 上		勝	照	9,644,100株	14. 9%
THE SFP MASTER	V A L U E R E A F U N D	LIZATI LIMIT	O N E D	7, 472, 500株	11.5%
米 多 比		昌	治	3,880,600株	6. 0%
日本トラスティ・	サービス信託銀行株	式会社(信託	□)	2, 156, 600株	3. 3%
藤田		尚	武	1,892,000株	2. 9%
株式会社	三菱東京	U F J 銀	行	1,600,000株	2. 5%
株式会社	ジェフグル	メカー	ド	1,600,000株	2. 5%
一色		忠	雄	1, 594, 500株	2. 5%
NORTHERN TRUST NON LENDIN	CO. (AVFC) RE IEDU G 15 PCT TREA	UCITS CLIE		1,584,063株	2. 4%
STATE STREET	BANK AND TRUST O	COMPANY 505	5001	1,421,050株	2. 2%

⁽注) 持株比率は、自己株式(106株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより、発行可能株式総数は90,176,000株増加し、180,352,000株となっております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成27年12月31日現在)

地		位	氏			名	担	当	及	び	重	要	な	兼	職	の	状	況
代表耶	放締役	社長	村	上	勝	照												
専 務	取約	帝 役	米釗	多比	昌	治	当社ク 株式会							ノーラ	トショ	ョナ	ル董	事長
常務	取約	帝 役	藤	田	尚	武	当社管	·理本	部县	Ž								
取	締	役	長	濵		修	当社開	発本	部县	Ē								
取	締	役	中	島		健	当社経	営企	き画さ	上部,	Ę							
取	締	役	大	島	大	丘郎	当社営	業本	部县	Ž								
取	締	役	加	藤	_	隆	一般社 株式会											事
取	締	役	岡	橋	輝	和	セイコ 山九株	ー オ 式会	ミーノ 注社	レデー社外	ィン ·取約	グス 辞役	株式	会社	土 顧	問		
常勤	監	査 役	清	水		武												
監	查	役	服	部	友	康												
監	查	役	大	Л	惠表	之輔	株式会興隆株						一才	ポレー	ーショ	ョン	社外	取締役

- (注) 1. 取締役のうち加藤一隆及び岡橋輝和は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役のうち服部友康及び大川惠之輔は、社外監査役であります。
 - 3. 当社は株式会社東京証券取引所に対し、取締役 加藤一隆、岡橋輝和、監査役 服部友康、大川惠之輔の4名の社外役員を独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。その責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

社外役員が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、社外役員がその職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負う。

(3) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

地	位	支	給	人	員	支	給	額		
取 締 (うち社外取締役)	役 分)		8 : (2 :				110,550千月 (4,800千月			
監 査 (うち社外監査役)	役 分)		3 : (2 :	名 名)		16,800千円 (4,800千円)				
合(うち社外役員会	計 分)		11:	名 名)			127, 350千月 (9, 600千月			

(注) 株主総会の決議による役員報酬の総額は次のとおりであります。 取締役 年額200,000千円、監査役 年額30,000千円 (取締役:平成18年3月22日定時株主総会決議) (監査役:平成17年3月29日定時株主総会決議)

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

地	ſ	芷	氏	名	兼	職	先	及	び	兼	職	内	容			
取	締	役	加藤	一隆	70.1	一般社団法人日本フードサービス協会 顧問·理事 株式会社ジェフグルメカード 代表取締役社長										
取	√ ±	加	岡橋	业平 手n	休式芸社					0 -1-1 0 -	江文					
収	和市	1文	四 惝.	邓 和	山九株式		1									
監	査	役	大川惠	之輔	株式会社ワイズテーブルコーポレーション 社外取締役 興隆株式会社 社外監査役											

(注) 当社と各兼職先との間には重要な取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地	地 位		氏	名	主	な	活	動	状	況
取	締	役	加藤	一隆			締役会16回の 行っておりま		こ出席し、	議案審議等
取	締	役	岡橋	輝和			締役会16回の 行っておりま		こ出席し、	議案審議等
監	查	役	服部	友 康	業年度開催 要な発言を	の監査役 適宜行っ	締役会16回の 会18回のうち ております。	16回に出席	まし、議案	審議等に必
監	查	役	大川惠	 『 之輔	業年度開催	の監査役	締役会16回の 会18回のうち ております。			

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額	28,700千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,793千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の合計額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(コンフォートレター作成業務)について対価を支払っております。
 - 3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人 の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
 - 4. 当社の在外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障のある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システム基本方針について、下記のとおり決議しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役会規程及び取締役会付議基準に基づき、法令、定款に定める事項、会社の業務執行についての重要事項を決定する。
- ② 代表取締役社長は、法令、定款及び規則、規程、要領等(以下「社内規程」という)に基づき、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議及び社内規程に従い職務を執行する。
- ③ 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務 執行状況を取締役会規程に基づき取締役会に報告するとともに、他の取 締役の職務執行を相互に監視、監督する。
- ④ 取締役の職務執行状況は、監査役会規程及び監査役監査基準に基づき監査役の監査を受ける。
- ⑤ 当社は、「理念」に基づき、取締役及び使用人がとるべき行動の基準、 規範を示した「行動指針」を制定し、併せて取締役の職務執行に係るコ ンプライアンスについて、通報、相談を受け付ける窓口を内部通報者保 護規程に基づき設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理本部長を 担当とし、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を文書管理規程 において定める。
- ② 責任部署は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、法令及び 文書管理規程その他の社内規程に基づいて、定められた期間、厳正に保 存、管理する。また、その保存媒体に応じて、安全かつ検索性の高い状態を維持し、取締役及び監査役からの閲覧要請に速やかに対応する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定め、当該規程に基づき 個々のリスクを認識し、その把握と管理及び管理責任者を決定し、管理 体制を構築する。
- ② 重要ないし緊急の不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、リスク管理委員会及び顧問弁護士等を含む緊急対策委員会を組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を毎月開催し、経営会議での議論も踏まえて経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行う。また、週1回、原則として社内取締役が出席する経営会議を開催し、経営会議規程に基づき、事業計画及び業績についての検討及び重要な業務に関する意思決定を行う。
- ② 職務執行に関する権限及び責任については、職務分掌規程及び職務権限 規程その他の社内規程において明文化し、適時適切に見直しを行う。
- ③ 業務管理に関しては、年度毎に予算及び事業計画を策定し、その達成に向けて、月次で予算管理を行うほか、主要な営業係数については、日次、 调次で進捗管理を行う。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人がとるべき行動の基準、規範を示した「行動指針」に 基づき、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行うとともに、問 題があった場合は就業規則に基づき厳正に処分する。また、その徹底を 図るため、管理本部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統 括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。
- ② 内部監査人は、管理本部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に代表取締役社長及び常勤監査役に報告されるものとする。
- ③ 法令上疑義のある行為等について、使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報者保護規程を運用、活用する。

(6) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適 正を確保するための体制

- ① 関係会社管理規程に基づき、グループ各社の業務の円滑化と管理の適正 化を図る。また、必要に応じてグループ各社への指導・支援を行う。
- ② 一定の重要事項及びリスク情報に関しては、基準を設け、当社への決裁・報告制度によりグループ各社の経営管理を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、 取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ② 当該使用人の任命、人事異動及び人事評価には常勤監査役の同意を必要とする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁 書類及び関係資料を閲覧する。
- ② 代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な 会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。
- ③ 取締役及び使用人は、重大な法令、又は定款違反及び不正な行為並びに 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく 監査役に報告する。
- ④ 監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
- ⑤ 監査役に報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないこと が確保されている。
- ⑥ 監査役の職務の執行について生ずる費用については、会社に償還する権利を有する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と代表取締役社長との間に、定期的な意見交換会を設定する。
- ② 監査役は、内部監査人と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部 監査人に調査を求める。また、監査役は会計監査人と定期的に会合を持 って、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に 報告を求める。
- ③ 監査役は、監査の実施にあたり、必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

(11) 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制の整備、運用を継続的に行う。また、内部監査 人により、内部統制の適正性を定期的に評価し、必要に応じて是正を行 う。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの接触、不当要求等に対しては毅然とした態度で対応する方針とする。
- ② 管理本部を統括部署とし、外部専門機関(管轄警察署、顧問弁護士等) と連携し情報収集を行うとともに、反社会的勢力が取引先や株主となっ て、不当要求を行う場合の被害を防止するため、可能な範囲内で取引先 の属性及び自社株の取引状況を確認する。さらに、反社会的勢力の不当 要求に対しては、外部専門機関と連携し、適切に対応できる体制を構築 する。

(13) 業務の適正性を確保するための体制の運用状況

当社は、前記の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システム基本方針に基づき、適切な整備とその運用に努めております。当連結会計年度における当該体制の運用状況は以下の通りです。

- ① 取締役は、取締役会を毎月開催し、取締役及び使用人の職務執行の適正性、経営リスク又は法令及び定款等への適合性を審議しております。
- ② 監査役は、毎月の取締役会の出席を通じて、取締役の職務執行、法令、 定款等の遵守、その他監査役監査基準に定める事項について監査を実施 しております。
- ③ 内部統制委員会は、年次の内部統制評価の基本計画に基づく内部統制評価を実施し、取締役会にその結果を報告しております。
- ④ 情報セキュリティ委員会は、年1回セキュリティリスクの見直しを実施 し、リスク対策を検討しています。また内部監査人による内部監査を実 施し、結果を社長に報告し、不適合については適切な是正措置を実施し ております。
- ⑤ 当社は、使用人の日常のセキュリティ意識、及びコンプライアンス意識 を高めるため、新入社員研修を実施し、また派遣社員、及びパート社員 を含む全社員を対象とした社内研修を年1回実施しております。

連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7, 205, 084	流動負債	1, 626, 755
現金及び預金	5, 600, 990	買 掛 金	151, 127
売 掛 金	1, 441, 466	短 期 借 入 金	520, 000
貯 蔵 品	2, 194	未 払 金	146, 305
繰 延 税 金 資 産	104, 075	未払法人税等	388, 833
そ の 他	85, 449	資産除去債務	22, 150
貸倒引当金	△29, 091	そ の 他	398, 337
固 定 資 産	3, 840, 505	固定負債	4, 345
有 形 固 定 資 産	77, 255	資産除去債務	4, 345
建 物	48, 850	負 債 合 計	1, 631, 100
工具器具備品	28, 405	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	3, 450, 748	株 主 資 本	9, 490, 482
ソフトウエア	2, 970, 445	資 本 金	3, 212, 512
ソフトウエア仮勘定	466, 365	資本剰余金	3, 027, 248
		利 益 剰 余 金	3, 263, 690
その他	13, 936	自 己 株 式	△99
投資その他の資産	312, 502	その他の包括利益累計額	△88, 862
投資有価証券	10, 000	為替換算調整勘定	△88, 862
繰 延 税 金 資 産	64, 589	少数株主持分	
そ の 他	237, 913	純 資 産 合 計	9, 414, 489
資 産 合 計	11, 045, 589	負債純資産合計	11, 045, 589

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年1月1日から) 平成27年12月31日まで)

(単位:千円)

	科				目		金	額
売		上		高				5, 632, 845
売	١	Ł	原	価				1, 529, 117
	売	上	総	:	利	益		4, 103, 727
販	売 費 及	及び一	般 管	理 費				2, 009, 178
	営	業		利		益		2, 094, 549
営	業	外	収	益				
	受	取		利		息	65	
	未	ム 配	当金	全 除	床	益	159	
	為	替		差		益	1, 308	
	そ		Ø			他	4	1, 537
営	業	外	費	用				
	支	払		利		息	3, 231	
	上	場	関	連	費	用	25, 199	
	株	式	交	,	付	費	25, 812	
	そ		Ø			他	1, 172	55, 416
	経	常		利		益		2, 040, 670
特	另	H)	損	失				
	固	至資	産り	余 売	却	損	2,800	2,800
1	税金等	手 調 杢	隆 前 当	当 期	純 利	益		2, 037, 869
ì	法人税	. 住	民 税	及 ひ	事業	税	661, 513	
ì	法 人	税	等	調	整	額	67, 618	729, 132
	少数株	主損益	語主調整官	前当	期純利	益		1, 308, 737
2	少数	汝 杉	朱 主	È	利	益		_
i	当	期	純	₹	테	益		1, 308, 737

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から) 平成27年12月31日まで)

(単位:千円)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1, 057, 009	493, 784	2, 602, 291	△35, 680	4, 117, 403
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	2, 155, 503	2, 155, 503	_	-	4, 311, 007
剰余金の配当	_	_	△647, 338	_	△647, 338
当 期 純 利 益	-	_	1, 308, 737	-	1, 308, 737
自己株式の取得	_	_	_	△356	△356
自己株式の処分	_	_	_	35, 937	35, 937
自己株式処分差益の振替	-	377, 964	_	_	377, 964
連結子会社の増加に伴う増 減 額	-	△3	_	_	∆3
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	=	_	-	=	-
当期変動額合計	2, 155, 503	2, 533, 464	661, 398	35, 580	5, 373, 078
当 期 末 残 高	3, 212, 512	3, 027, 248	3, 263, 690	△99	9, 503, 351

	その他の包括	舌利益累計額		
	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	少数株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	△88, 342	△88, 342	_	4, 029, 060
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	_	_	_	4, 311, 007
剰余金の配当	_	_	_	△647, 338
当 期 純 利 益	_	_	_	1, 308, 737
自己株式の取得	-	=	-	△356
自己株式の処分	_	_	_	35, 937
自己株式処分差益の振替	_	_	_	377, 964
連結子会社の増加に伴う増 減 額	-	=	-	△3
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	△519	△519	-	△519
当期変動額合計	△519	△519	-	5, 385, 428
当 期 末 残 高	△88, 862	△88, 862	_	9, 414, 489

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

- 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記
 - (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 4 社

・主要な連結子会社の名称 株式会社インフォマートインターナショナル

インフォマート北京コンサルティング有限公司

株式会社インフォライズ 易通世界(北京)咨詢有限公司

(2) 連結の範囲の変更に関する事項

連結の範囲の変更 該当事項はありません。

- (3) 会計処理基準に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

時価のないもの・・・・・・・移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産・・・・・・・・主に定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物

3年~15年 3年~15年

工具器具備品

ロ. 無形固定資産・・・・・・・・定額法を採用しております。

なお、ソフトウエア(自社利用)については社内における 見込利用期間(5年以内)による定額法を採用しておりま す。

③ 重要な引当金の計上基準

ります。

ロ. 賞与引当金・・・・・・・・従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連

結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨を換算し、換算差額は 損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物 為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含め ております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等が平成26年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計期間からこれらの会計基準等(ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。)を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計期間の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、 当連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結累計期間の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

重要な記載事項はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

172,331千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数に関する事項

株	式の	り種	類	当:	連 結 首	会株	計年式	度数	当増	連 結 加	i 会 株	計年式	度数	当減	連結 少	会株	計年式	度数	当連 株	結会計 式	年度末 数
普	通	株	式		30,	376	, 000	株		34,	481	, 800	株				_	株	(84, 857,	800株

- (注) 平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより30,376,000株増加し、また、平成27年10月23日を払込期日とする公募増資による新株式発行により4,105,800株が増加しております。
- (2) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等
 - イ. 平成27年3月27日開催の第17期定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の 種 類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	292, 434	9. 69	平成26年12月31日	平成27年3月30日

- (注) 当社は、平成27年1月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記配当金については、当該株式分割前の株式数を基準に配当を実施いたします。
- ロ、平成27年7月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

株式の 種 類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	354, 903	5. 88	平成27年6月30日	平成27年9月11日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの平成28年3月25日開催の第18期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

株式の 種 類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益 剰余金	381, 363	5. 88	平成27年12月31日	平成28年3月28日

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投資計画に照らして必要な資金(主に銀行借入)を長期的に調達し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために必要に応じて利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。 営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、与信管理の方針に従い、営業債権については、本社経理部と各事業部が連携して、営業債権の回収状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、連結子会社についても、当社の債権管理方針に準じ同様の管理を行っております。なお、デリバティブ取引については取締役会決議に従って執行・管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に 算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでい るため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日 (当連結会計年度の連結決算日) における連結貸借対照表計上額、時価 及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預金	5, 600, 990	5, 600, 990	_
②売掛金	1, 441, 466		
貸倒引当金(*1)	△29, 091		
	1, 412, 374	1, 412, 374	_
資産計	7, 013, 364	7, 013, 364	_
①買掛金	151, 127	151, 127	_
②短期借入金	520, 000	520, 000	_
③未払金	146, 305	146, 305	_
④未払法人税等	388, 833	388, 833	_
負債計	1, 206, 267	1, 206, 267	_

- (*1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。
 - (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項 資産
 - ①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 当該帳簿価額によっております。

負債

- ①買掛金、②短期借入金、③未払金、④未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 当該帳簿価額によっております。
- 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	10, 000

上記については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

 (1) 1株当たり純資産額
 145円16銭

 (2) 1株当たり当期純利益
 21円38銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

普通株式の自己株式数

・純資産の部の合計額9,414,489千円

・純資産の部の合計額から控除する金額 -千円(うち少数株主持分) (-千円)

・普通株式に係る期末の純資産額 9,414,489千円

106株

・普通株式の発行済株式数64,857,800株

. Id via 2 no 7 is Via dader a left day left. No 2 no 2 November 15 and 15 and 16 and

・1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 64,857,694株

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

・当期純利益 1,308,737千円

・普通株主に帰属しない金額 -千円

・普通株式に係る当期純利益 1,308,737千円

期中平均株式数61,220,799株

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7, 207, 681	流 動 負 債	1, 606, 761
現金及び預金	5, 588, 043	買 掛 金	149, 052
売 掛 金	1, 432, 712	短 期 借 入 金	520, 000
貯 蔵 品	2, 166	未 払 金	137, 669
前 渡 金	10, 463	未 払 費 用	80, 016
前 払 費 用	38, 144	未払法人税等	388, 372
繰延税金資産	104, 075	前受金	171, 357
関係会社短期貸付金	22, 000		·
その他	39, 167		53, 240
貸倒引当金	△29, 091	資産除去債務	22, 150
│	3, 995, 605 76, 641	そ の 他	84, 900
有形固定資産 建物	48, 850	固定負債	4, 345
工具器具備品	27, 791	資産除去債務	4, 345
無形固定資産	3, 478, 432	負 債 合 計	1, 611, 107
ソフトウェア	2, 998, 130	(純 資 産 の 部)	
ソフトウエア仮勘定	466, 365	株 主 資 本	9, 592, 179
特 許 権	1, 388	資 本 金	3, 212, 512
商標権	11, 852	資 本 剰 余 金	3, 027, 252
そ の 他	695	資本準備金	2, 649, 287
投資その他の資産	440, 531	その他資本剰余金	377, 964
投資有価証券	10,000	利益剰余金	3, 352, 514
関係会社株式	3	利益準備金	5, 241
関係会社長期貸付金	178, 890	その他利益剰余金	3, 347, 272
長期前払費用	770		
繰 延 税 金 資 産	194, 266	繰越利益剰余金	3, 347, 272
そ の 他	235, 490	自己株式	△99
貸倒引当金	△178, 890	純 資 産 合 計	9, 592, 179
資 産 合 計	11, 203, 287	負債純資産合計	11, 203, 287

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年1月1日から) 平成27年12月31日まで)

(単位:千円)

	科			目		金	額
売		上		高			5, 538, 173
売		上	原	価			1, 497, 253
	売	上	総	利	益		4, 040, 920
販	売 費	及び一	・般管理	里 費			1, 923, 709
	営	業	ŧ	利	益		2, 117, 211
営	業	外	収	益			
	受	取	ζ	利	息	970	
	未	払 配	当 金	除斥	益	159	1, 130
営	業	外	費	用			
	支	払	À	利	息	2, 953	
	上	場	関 連	費	用	25, 199	
	株	式	交	付	費	25, 812	
	貸	到 引	当 金	繰 入	額	21, 216	75, 181
	経	常	i.	利	益		2, 043, 160
特		別	損	失			
	固	定 資	産除	売 却	損	2, 800	2, 800
7	税引	前	当 期	純 利	益		2, 040, 359
i	法人和	兑 、 住	民税及	及び事業	税	661, 223	
i	法	、税	等	調整	額	73, 644	734, 867
:	当	期	純	利	益		1, 305, 491

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から) 平成27年12月31日まで)

(単位:千円)

						,	中心· 111/
			株	主 資	本		
		資	本 剰 ء	全 金	利	益 剰 余	金
	資本金	資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	1, 057, 009	493, 784	_	493, 784	5, 241	2, 689, 119	2, 694, 360
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	2, 155, 503	2, 155, 503	_	2, 155, 503	_	_	_
剰余金の配当	_	_	_	_	_	△647, 338	△647, 338
当 期 純 利 益	_	_	_	_	_	1, 305, 491	1, 305, 491
自己株式の取得	_	_	_	_	_	_	_
自己株式の処分	_	_	_	_	_	_	-
自己株式処分差益の振替	_	_	377, 964	377, 964	_	_	_
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	_	_	_	_	_	_	_
当期変動額合計	2, 155, 503	2, 155, 503	377, 964	2, 533, 468	_	658, 153	658, 153
当 期 末 残 高	3, 212, 512	2, 649, 287	377, 964	3, 027, 252	5, 241	3, 347, 272	3, 352, 514

	株 主	資 本	4+ Ve -+ 1 31
	自己株式	株主資本 計	純資産合計
当 期 首 残 高	△35, 680	4, 209, 473	4, 209, 473
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	_	4, 311, 007	4, 311, 007
剰余金の配当	_	△647, 338	△647, 338
当 期 純 利 益	_	1, 305, 491	1, 305, 491
自己株式の取得	△356	△356	△356
自己株式の処分	35, 937	35, 937	35, 937
自己株式処分差益の振替	_	377, 964	377, 964
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	_	_	_
当期変動額合計	35, 580	5, 382, 706	5, 382, 706
当 期 末 残 高	△99	9, 592, 179	9, 592, 179

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品………最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益

性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) を採

用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産………定率法を採用しております。

(主な耐用年数)

建物

3年~15年

工具器具備品

3年~15年

②無形固定資産………定額法を採用しております。

なお、ソフトウエア (自社利用) については社内における見込利用期間 (5年以内) による定額法を採用し

ております。

商標権については主に10年で償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金………債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権につい

ては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権に ついては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み

額を計上しております。

②賞与引当金……従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、

当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

重要な記載事項はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

171,229千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株	式の	り種	類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末 株 式 数
普	通	株	式	196, 990株	197, 316株	394, 200株	106株

- (注) 1. 当社は、平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより、自己株式の株式数が196,990株増加しております。また、単元未満株式の買取により、自己株式の株式数が326株増加しております。
 2. 当社は、平成27年10月23日を払込期日とする公募による自己株式の処分を行ったことにより、自己株式の株式数が394,200株減少しております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 流動資産

裸延柷金貨座	
未払事業税	28,530千円
貸倒引当金繰入限度超過額	9,617千円
前受金	52,583千円
資産除去債務	7,323千円
未払事業所税	3,968千円
その他	2,051千円
繰延税金資産合計	104,075千円
固定資産	
繰延税金資産	
減価償却超過額	58,255千円
投資有価証券評価損	9,677千円
関係会社株式評価損	71,966千円
貸倒引当金繰入限度超過額	57,710千円
資産除去債務	1,401千円
繰延税金資産合計	199,011千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	4,745千円
繰延税金負債合計	4,745千円
繰延税金資産の純額	194, 266千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が、平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度より法人税率が変更されることになりました。また、「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に、「東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成27年東京都条例第93号)が平成27年4月1日にそれぞれ公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から事業税率が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から、平成28年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.26%になっております。

これによる影響額は軽微であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社インフォ マートインターナ ショナル	所有 直接 66.7	役員の兼任	運転資金等の貸付 (注) 1. 2.	21, 216	長期貸付金(注)3	178, 890

- (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

 - 取り条件及び取り条件の次にの町等 1. 当社が株式会社インフォマートインターナショナルの運転資金等として貸付を行ったものであります。 2. 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。 3. 子会社への貸倒懸念債権等に対し、当事業年度において合計21,216千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。なお、貸倒引当金残高は、合計178,890千円とな っております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

147円90銭

(2) 1株当たり当期純利益

21円32銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

・ 純資産の部の合計額 9,592,179千円 ・純資産の部の合計額から控除する金額 一千円 ・普通株式に係る期末の純資産額 9,592,179千円 64,857,800株

普通株式の発行済株式数

106株

普通株式の自己株式数 ・1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数

64,857,694株

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

• 当期純利益 1,305,491千円

普通株主に帰属しない金額 一千円

普通株式に係る当期純利益

1,305,491千円

• 期中平均株式数

61, 220, 799株

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月12日

(EII)

TF.

株式会社インフォマート

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 白 井

業務執行社員 公認会計士 勢 志 元 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インフォマートの平成 27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を 行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が 実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要 な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性 について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状 況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内 部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営 者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが 含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インフォマート及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月12日

株式会社インフォマート

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 白 井

正即

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 勢 志

元 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インフォマートの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬 による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために 経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、 職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通 を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方 法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、

必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めま す。
- (3) 連結計算書類の監査結果 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めま す。

平成28年2月12日

株式会社インフォマート 監査役会 監 査 役 清 水 武 印 監 査 役 服 部 友 康 印 監 査 役 大 川 惠之輔 印

(注) 監査役服部友康及び監査役大川惠之輔は、会社法第2条第16号及 び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績の向上及び財務体質の強化を図りつつ、個別業績に応じた成果の配分(基本配当性向50.0%)を継続的に行うこと及び中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを配当政策の基本方針としております。

この基本方針にもとづき、当期の期末配当金につきましては、1株につき5円88銭で、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金5円88銭 総額 381,363,241円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成28年3月28日

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会締結の時をもって、監査役清水武氏は任期満了となり、監査役服部友康 氏は退任されます。新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職のお	犬 況	所有する 当 社 の株式数
1	しみず たけし 清 水 武 (昭和30年10月28日生)	平成12年12月 当社入社 管理本部総務部長 平成14年3月 当社監査役就任(現任)		40,000株
2	かきはな なおき 垣 花 直 樹 (昭和27年5月9日生) (※)	昭和52年4月 株式会社三和銀行入行 平成8年5月 株式会社三和銀行三田支店長 平成13年12月 株式会社三和銀行赤坂支店長 平成16年4月 株式会社UFJ銀行 コーポレートファイナンス部長 平成19年6月 三菱UFJキャピタル株式会社 常務執行役員就任 平成20年6月 三菱UFJキャピタル株式会社 代表取締役常務就任 平成23年10月 独立行政法人水資源機構監事	:	-株

- (注) 1.(※) は新任監査役候補であります。
 - 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 3. 垣花直樹氏は、社外監査役候補者であります。

- 4. 垣花直樹氏の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会締結の時までとなります。
- 5. 当社は、東京証券取引所に対し、垣花直樹氏の選任が承認可決された場合は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
- 6. 社外監査役候補者とした理由及び独立性は次のとおりであります。
 - ① 垣花直樹氏は、事業会社における豊富な経営経験があり、適任と 判断いたしました。当社の経営全般に有効な助言を期待し、社外 監査役として選任をお願いするものであります。
 - ② 垣花直樹氏は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者の 業務執行者となったことはありません。
 - ③ 垣花直樹氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭 その他の財産(監査役としての報酬を除く)を受ける予定はなく また過去2年間に受けていたこともありません。
 - ④ 垣花直樹氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の 配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありませ ん。
- 7. 当社は、垣花直樹氏の選任が承認可決された後、同氏と責任限定契約を締結する予定であります。その責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、 社外監査役がその職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がない ときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限定額を限度として当 社に対して損害賠償責任を負う。

以上

株主総会会場ご案内図

〒105-0011 東京都港区芝公園二丁目4番1号 芝パークビルB館地下1階 AP浜松町

地下鉄: 芝公園駅(都営三田線) A3出口 徒歩3分

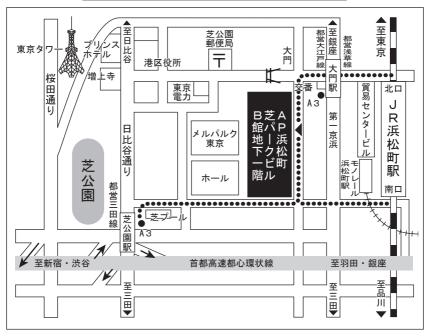
大門駅(都営浅草線·都営大江戸線)A6出口 徒歩3分

JR京浜東北線・山手線:浜松町駅(北口)徒歩7分または

(南口) S 5 階段 「金杉橋方面」 徒歩7分

モノレール:浜松町駅(北口) 徒歩7分

会場が前回と異なっております。ご注意下さい。



※当会場には専用駐車場がございませんので、 ご了承のほどお願い申し上げます。